

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年7月10日

法務大臣 鈴木 馨祐 殿
経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都世田谷太子堂 4-18-15 マガザン三軒茶屋 2・3F-3
Labor Field株式会社
[REDACTED]

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、現在、事業者（主に人事労務・法務担当者）及び士業（主に社会保険労務士）向けに人事労務・労働法務の分野における弁護士・元行政官が執筆・監修したQ A記事（以下「本Q A記事」という。）の情報提供サービスの事業を展開しているが、新機能として、生成A I技術を取り入れて、本Q A記事、法令情報、公開されている行政資源等（以下「本Q A記事等」という。）を学習させ、利用者がシステム上に質問を入力すると、関連する本Q A記事等のサマリーを表示するとともに、関連する本Q A記事の一覧を表示するサービスを提供しようとしている（以下、本件サービスの提供を「本件新事業活動」という。）。

本件新事業活動を行うことにより、現在提供している本Q A記事のアクセス性を高め、利用者がより簡易に一次的な情報を取得しやすくすることにより、利用者のリサーチによる負担とコストを低減して生産性の向上を図ることを目指したいと考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本件新事業活動は、「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

本件新事業活動が適法な場合、事業者及び士業が人事労務・労働法務の分野において直面する課題の解決に有用な情報へより簡易にアクセスできるようになることから、人事労務・労働法務における生産性の向上に資することとなる。現在、同種又は類似サービスとして、人事労務・労働法務に関する記事やコンテンツ（Q A、法令、裁判例、行政資源を含む）を書籍又はインターネット上で配信する有料サービスが提供されているが、当社はこれに生成A I機能を付与することにより差別化を図り、新たな需要と売上を獲得して、労働分野におけるコンテンツ市場とリーガルテック市場のシェア拡大を目指している。

【需要獲得見込み】
[REDACTED]

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

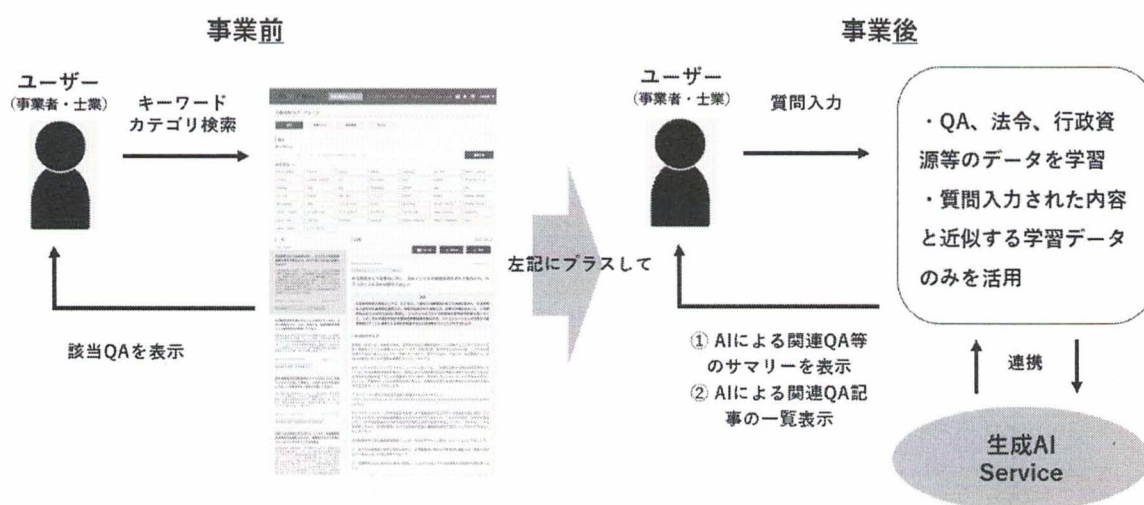
実施事業者：当社

サービス利用者：事業者（主に人事労務・法務担当者）及び士業（主に社会保険労務士）

(2) 事業概要

当社は、現在、事業者及び士業向けに、人事労務・労働法務の分野に資する、本Q A等のコンテンツサービスを有料で提供しており（利用規約に基づくサービスの利用契約を締結）、本件新事業活動は、これに生成A Iの機能を付加して、関連する本Q A等のサマリーと、関連する本Q Aの一覧を表示させるものである。なお、一覧表示された本Q Aから、現在提供している本Q Aの閲覧することが可能となる。

ア 本件新事業活動前後のフローイメージ



イ 現行の本Q A記事（例）

カテゴリ	在宅勤務
Q	在宅勤務制度を導入するにあたって、いかなる手続きが必要となるか
A（概要）	在宅勤務を導入するに当たり、現在の就業規則に定められている始業・終業時刻や休憩時間、休日等と異なる労務管理を行う場合や、労働者に費用負担をさせる場合には就業規則の変更手続き（在宅勤務規程の整備）が必要となります。また、新たに雇用する者について在宅勤務を行わせる場合には、労働契約の締結時に、「就業の場所」が労働者の自宅であることを書面で明示する必要があります。
A（詳細）	1. 就業規則変更への対応 労働基準法では、「就業の場所」は就業規則の必要記載事項とされていないので（同法89条各号）、「就業の場所」を自宅とすることを就業規則で定める（変更する）必要はありません。 もっとも、在宅勤務を導入するにあたって、現在の就業規則に定められている始業・終業時刻や休憩時間、休日等と異なる労務管理を行う場合や（労基法89条1号）、労働者に費用負担をさせる場合（同条5号）は、いずれも就業規則の必要記載事項となります。

で、就業規則に明記する必要があります。

例えば、在宅勤務を実施する場合、情報通信機器そのものについては会社から貸与したものを利用させるケースが多いとしても、通信回線については労働者個人がすでに契約しているものを用いることも多いと思われます。その場合は、別途、通信回線利用料を会社から支払わない限り、通信回線費用を従業員が負担していることになります。在宅勤務において必然的に発生する水道光熱費も同様です。このように、在宅勤務に伴う経済的負担を労働者の負担とする場合、その旨を就業規則に定めることが必要となります。

また、就業規則の必要記載事項ではないものの、在宅勤務の適用対象者、対象期間、申請手続き、在宅勤務の場合に特に適用される服務規律や機密情報保護措置等、在宅勤務を円滑かつ適正に運用するために必要なルールについては、制度として定めることが望ましいといえます。

上記により就業規則の内容を変更し、又は新たに在宅勤務規程を制定した場合には、従業員の過半数代表の意見を聴取した上で、所轄の労働基準監督署長に届出を行う必要があります（労基法89条、90条）。

2. 労働条件明示への対応

労働基準法では、労働契約の締結に際しては所定の労働条件を明示すべきこととされており（同法15条1項）、「就業の場所」に関する事項は書面により明示しなければならない労働条件とされています（労基法施行規則5条1項1号の3、同条3項）。

そのため、新たに雇用する者に対して在宅勤務を行わせることを想定されている場合には、労働契約の締結時に、「就業の場所」が自宅であることを書面で明示する必要があります。

もっとも、上記労働条件通知は雇入れ時の手続規制となりますので、すでに雇用している労働者を在宅勤務させる際に労働条件通知書を出し直す必要はありません。

なお、2024年4月以降、「就業の場所」については、「雇入れ直後」だけでなく、その「変更の範囲」も書面による明示の対象とされています。そのため、当初は研修などにより在宅勤務が想定されていないとしても、その後に在宅勤務が想定されている場合には、「雇入れ直後」だけでなく、雇入れ後の「変更の範囲」についても、たとえば「労働者の自宅」などと明記しておかれた方がよいかと存じます。

この点は、労働者募集の段階で労働条件を明示する際の「就業の場所」についても同様となります（職業安定法5条の3、同法施行規則4条の2第3項3号）。

3. 労使協定への対応

労使協定については、原則として労働基準法の適用事業場ごとにそれぞれ締結することとされています。

そして、この場合の「事業場」の考え方としては、場所的観念によって決定すべきとされており、規模が小さい等、独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うこととされています（昭和22年9月13日発基17号、平成11年3月31日基発168号）。

したがって、在宅勤務の場合、在宅勤務者が本来所属している事業場を「上位の機構」と捉えて、当該事業場において労使協定を締結及び適用すれば足り、在宅勤務の導入に伴い、新たにフレックスタイム制等労使協定の締結が必要な労働時間制度を導入し、あるいはその内容（労使協定の内容）を変更しない限り、特段の対応は必要ないと思料されます。

なお、本Q Aは、他社の媒体サービスと同様に、記事の作成日（記事掲載時点の情報であることを明示）と、執筆・監修者の氏名として、弁護士●● ●●が表示される。

ウ 本件新事業活動の仕様

(ア) 本件新事業活動の主眼は、本Q A記事へのアクセス性を高める点にあることから、利用者による質問入力に対しては、関連する本Q A記事のサマリー（300文字～500文字程度。生成A Iが作成。）と本Q A記事の一覧（上記イの例のQ とA（概要）の一覧）を表示する仕様としている。この表示については、利用者から入力された内容と、弁護士・元行政官が執筆・監修したQ A記事の類似性があるものを選定して要約と一覧にし

て表示するものである。なお、生成AIがサマリー（要約）を回答するにあたっては、一定の学習データと日本語表現が必要となることから、学習データについては、本QAと合わせて法令や行政資源等の厳格で一般的な著作権上問題のないデータのみを活用することとし、日本語表現については、汎用的な生成AI [REDACTED] の大規模言語モデルを活用することとしている。

(イ) 本QA記事は、個別事案及び事件性のある事案のQAではなく、市販の書籍や媒体社により配信されている記事と同様に人事労務・労働法務の分野において一般的に想定されるQAとなっていることから（上記イの例を参照）、そのサマリーについても個別事案及び事件性が高い事案の回答とはならないが、念のため、システム対応により、個別事案及び事件性のある質問入力となされた場合には、制御して表示しない仕様としている。

(ウ) また、利用規約及び画面上において、利用者が質問を入力した際に、既にデータベース化している本QA等を選別して参考情報として提示するものであり、法的意見を述べるものではないこと、質問内容、学習データ及び大規模言語モデル（LLM）の制約等から回答内容の正確性を保証するものではなく、重要な情報は必ず弁護士等専門家に確認すること、個別事案及び事件性のある事案については、必ず弁護士等専門家に確認し、本システムの利用は控えることを明記することとしている。

(エ) 本件新事業活動は、既存のサービスの付加価値高めるために実施するものであるため、既存サービスの利用料金に付加して利用料を徴することは考えていない。

(3) 新事業活動を実施する場所

当社本店（太子堂4-18-15 マガザン三軒茶屋2・3F-3）において、全国エリアに提供する予定である。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

[REDACTED]

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) はじめに

本件新事業活動は、事業者及び士業向けにサービスを提供することを前提としているため、令和5年8月1日に法務省が公表したガイドライン（「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」）でいう提供先が弁護士の場合（同ガイドライン4(1)）と異なり、非弁護士に提供する場合に該当する。

そこで、本件新事業活動の弁護士法第72条本文該当性を検討する必要があるが生じるが、本件新事業活動は、「弁護士又は弁護士法人ではない者」である照会者が、「報酬を得る目的」で「業と」して行うものであることから、本件では、本件新事業活動（以下①及び②の行為）が「その他一般の法律事件に関して」「鑑定（中略）その他の法律事務」を取り扱うことに当たるかが問題となる。

- ① 関連する本Q A等のサマリー（300文字～500文字）を表示させる行為
- ② 関連する本Q Aの一覧を表示させる行為

（2）「その他一般の法律事件」該当性について

弁護士法第72条本文に規定する「その他一般の法律事件」に該当するというためには、同条本文に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に争いがあり、又は疑義を有するもの（以下「事件性のあるもの」という。）であることが要求されると考えられる。

本Q A記事は、個別事案及び事件性のある事案のQ Aではなく、市販の書籍や媒体社により配信されている記事と同様に人事労務・労働法務の分野において一般的に想定されるQ Aとなっており、これに法令や行政資源等の一般的な情報を補足した学習データの類似性のあるものを、利用者の質問入力に対して要約して表示される仕様となっている。

また、システム対応により、個別事案及び事件性のある質問入力に対しては、制御して表示しない仕様としている。

さらに、利用規約及び画面上において、利用者が質問を入力した際に、既にデータベース化している本Q A等を選別して参考情報として提示するものであり、法的意見を述べるものではないこと、質問内容、学習データ及び大規模言語モデル（LLM）の制約等から回答内容の正確性を保証するものではなく、重要な情報は必ず弁護士等専門家に確認すること、個別事案及び事件性のある事案については、必ず弁護士等専門家に確認し、本システムの利用は控えることを明記することとしている。

このように、生成AIで学習するデータについて個別性や事件性のあるデータを使用しないほか、システム対応による個別事案及び事件性のある質問に対する回答を制御するとともに、上記利用方法を利用者に明示していることから、本件新事業活動のうち、①の行為については、通常、「その他一般の法律事件」に関するものには該当しないと考えている。

また、②の行為については、個別事案及び事件性のない本Q Aと同じものを表示させているに過ぎず、これは、検索結果を表示閲覧することと何ら変わらないことから、通常、「その他一般の法律事件」に関するものには該当しないと考えている。

（3）「鑑定（中略）その他の法律事務」について

弁護士法第72条本文の「鑑定」とは、法律上の専門的知識に基づいて法的見解を述べることをいう。

本件新事業活動は、既存の本Q Aへのアクセス性を高めることを主眼としており、法的な見解を取得することを目的とするものではない。また、上記6.（2）のとおり、本Q A等の類似性が判定されたものを、要約して表示させるに過ぎず、利用者の質問に対して、個別具体的な事情に照らして法的な知識を用いて回答を表示するものではない。

したがって、本件新事業活動のうち、①の行為については、通常、「鑑定（中略）その他の法律事務」に関するものには該当しないと考えている。

また、②の行為についても、本Q Aの検索結果を表示閲覧することと何ら変わらないことから、通常、「鑑定（中略）その他の法律事務」に関するものには該当しないと考えている。

7. その他

特記すべき事項はない。

以上